

第九十回国会 文教委員会 議 録 第一号

本国会召集日(昭和五十四年十一月二十六日)(月曜日)(午前零時現在)における本委員は次のとおりである。

委員長 谷川 和穂君

理事 石橋 一弥君 理事 中村喜四郎君

理事 深谷 隆司君 理事 森 喜朗君

理事 木島喜兵衛君 理事 嶋崎 讓君

理事 池田 克也君 理事 山原健二郎君

理事 和田 耕作君

理事 浦野 然興君 理事 狩野 明男君

理事 坂田 道太君 理事 坂本三十三次君

理事 田村 良平君 理事 野中 英二君

理事 長谷川 峻君 理事 八田 貞義君

理事 船田 元君 理事 宮下 創平君

理事 中西 續介君 理事 長谷川正三君

理事 村山 喜一君 理事 湯山 勇君

理事 有島 重武君 理事 鍛冶 清君

理事 高橋 繁君 理事 栗田 翠君

理事 藤田 スミ君 理事 三浦 隆君

昭和五十四年十二月五日(水曜日)

午前十一時三十三分開議

出席委員

委員長 谷川 和穂君

理事 石橋 一弥君 理事 中村喜四郎君

理事 深谷 隆司君 理事 森 喜朗君

理事 木島喜兵衛君 理事 嶋崎 讓君

理事 山原健二郎君 理事 和田 耕作君

理事 狩野 明男君 理事 長谷川 峻君

理事 船田 元君 理事 宮下 創平君

理事 中西 續介君 理事 村山 喜一君

理事 湯山 勇君 理事 有島 重武君

理事 鍛冶 清君 理事 高橋 繁君

理事 栗田 翠君 理事 藤田 スミ君

理事 西岡 武夫君

出席国務大臣

文 部 大 臣 谷 垣 專 一 君

出席政府委員

文 部 政 務 次 官 三 塚 博 君

文 部 大 臣 官 房 長 宮 地 貫 一 君

文 部 省 社 会 教 育 局 長 望 月 哲 太 郎 君

文 部 省 管 理 局 長 三 角 哲 生 君

委員外の出席者

文 教 委 員 会 調 査 室 長 中 嶋 米 夫 君

委員の異動

十一月三十日

辞任

八 田 貞 義 君

同日

補欠選任

西 岡 武 夫 君

十二月四日

オリンピック記念青少年総合センターの解散に
関する法律案(内閣提出第一二二号)

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共
済組合からの年金の額の改定に関する法律等の
一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国政調査承認要求に関する件

オリンピック記念青少年総合センターの解散に
関する法律案(内閣提出第一二二号)

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共

済組合からの年金の額の改定に関する法律等の

一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国政調査承認要求に関する件

オリンピック記念青少年総合センターの解散に
関する法律案(内閣提出第一二二号)

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共

済組合からの年金の額の改定に関する法律等の
一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

○谷川委員長 これより会議を開きます。

まず、国政調査承認要求に関する件についてお
諮りいたします。

文教行政の基本施策に関する事項

学校教育に関する事項

社会教育に関する事項

体育に関する事項

学術研究及び宗教に関する事項

国際文化交流に関する事項

文化財保護に関する事項

以上の各事項につきまして、衆議院規則第九十四
条により、議長に対し、国政調査の承認を求める
ことにいたしますと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○谷川委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決しました。

なお、国政調査承認要求書の作成並びに提出手
続につきましては、委員長に御一任願いたいと存
じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○谷川委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決しました。

○谷川委員長 この際、谷垣文部大臣から発言を
求められております。これを許します。文部大臣
谷垣專一君。

○谷垣国務大臣 このたび文部大臣に就任いたし
ました谷垣專一でございます。

私は、いかなる社会、いかなる時代においても、

すべての事柄の基礎となるのは人間であると考え
ております。経済や社会の発展も、科学や文化の
進展も、その根本において人間という問題を抜き
にすることはできません。そして、その人間を育
てるものは教育であると思っております。

わが国が内外の諸情勢に対処しながら、その未
来を切り開いていくためには、学校、家庭、社会
を通じて教育の機能を充実し、たくましくかつ創
造力のある、心身ともに健全で国際的に開かれた
国民の育成を期していかなければなりません。同
時に、世界に貢献し得る独創的、先駆的な学術研
究を推進するとともに、わが国のよき伝統文化を
継承しつつ、新しい文化を創造していくことが重
要であると考えます。

このような考えのもとに、私は、教育、学術、
文化の振興のために全力を挙げて取り組む決意で
ありますが、まことに任重く、力の足らざるを痛
感しておりますので、文教委員各位の御指導、御
協力をよろしくお願いいたします。(拍手)

○谷川委員長 次に、オリンピック記念青少年総
合センターの解散に関する法律案及び昭和四十四
年度以後における私立学校教職員共済組合からの
年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する
法律案の両案を議題といたします。

まず、オリンピック記念青少年総合センターの
解散に関する法律案の提案理由の説明を聴取いた
します。文部大臣谷垣專一君。

オリンピック記念青少年総合センターの解散に
関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○谷垣国務大臣 このたび政府から提出いたしましたオリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

オリンピック記念青少年総合センターは、昭和三十九年に開催されたオリンピック東京大会を記念し、この大会の選手村の施設を青少年のための宿泊研修施設として管理運営するために、オリンピック記念青少年総合センター法により、昭和四十年に特殊法人として設立され、自來、その施設を青少年の研修活動のために提供するほか、一般の利用にも供してまいりました。

しかるに、近年の社会構造の急激な変化に伴い、青少年の学習要求は多様化、高度化し、これに対応してオリンピック記念青少年総合センターにおける青少年のための研修機能を一層充実強化することが必要とされるようになりました。

また、わが国の青少年教育の一層の振興を図るため、全国的な観点から、青少年教育指導者に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体の連携の促進、青少年教育に関する調査研究等を行う中核的な機関の設置が強く要請されております。

このような状況を勘案し、かつ特殊法人の整理合理化の要請にこたえるため、オリンピック記念青少年総合センターを解散し、新たに文部省の付属機関として国立オリンピック記念青少年総合センターを設置することとし、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、特殊法人オリンピック記念青少年総合センターは、この法律の施行の時にいて解散するものとし、その資産及び債務は、その時にいて国が承継することといたしております。

第二に、新たに設置する国立オリンピック記念青少年総合センターは、青少年及び青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修を通じて、並びに青少年教育に関する施設及び団体との連絡及び協力並びに青少年教育に関する専門的な

調査研究を行うことにより、健全な青少年の育成及び青少年教育の振興を図るための機関とするものといたしております。

第三に、オリンピック記念青少年総合センターの解散に伴う所要の規定の整備を行うとともに、必要な経過措置を定めることといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願いいたします。

○谷川委員長 次に、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の提案理由の説明を聴取いたします。文部大臣谷垣一君。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○谷垣国務大臣 このたび政府から提出いたしました昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

私立学校教職員共済組合は、昭和二十九年一月に、私立学校の教職員の福利厚生を図る目的のもとに、私立学校教職員共済組合法により設立されたものであります。その後、本共済組合が行う給付については、国公立学校の教職員に対する給付の水準と均衡を保つことをたてまえとし、逐次改善が進められ、現在に至っております。

今回は、昭和五十三年度に引き続き、国公立学校の教職員の年金の額の改定に準じて、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定年金の額の改定等を行うため、この法律案を提出することと

いたしましたのであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、私立学校教職員共済組合法の規定による退職年金等の額を、昭和五十三年度の国家公務員の給与の改善内容に基づいて行われる国公立学校の教職員の退職年金等の額の改定に準じ、昭和五十二年以前に退職者について昭和五十四年四月分から増額することといたしております。また、これらに伴い、旧私学恩給財団の年金についても同様の引き上げを行うことといたしております。

第二に、既裁定の退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を、国公立学校の教職員の既裁定年金の最低保障額の引き上げに準じ、昭和五十四年四月分から引き上げるとともに、六十歳以上の者等に係る遺族年金の最低保障額を昭和五十四年六月分以後、これらの者以外の者に係る遺族年金の最低保障額を昭和五十四年十月分以後さらに引き上げることといたしております。

第三に、標準給与の月額の上限を国公立学校の教職員の掛金等の算定の基礎となる俸給等の限度額の引き上げに準じ三十八万八千円から三十九万八千円に引き上げるとともに、下限についても六万六千円から六万七千円に引き上げることといたしております。

以上の改正のほか、私立学校教職員共済組合法は、給付関係の規定については、国家公務員共済組合法の関係規定を準用することといたしております。また、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案における退職年金等の支給開始年齢の引き上げ、高額所得を有する退職年金受給者に対する年金の支給制限、減額退職年金の改正及び退職一時金等の廃止等などの改正事項につきましても、当該規定を準用することにより同様の措置を行うこととし、所要の規定の改正を行うことといたしております。

最後に、この法律の施行日につきましては、特定の規定を除き、公布の日から施行することといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○谷川委員長 この際、ただいまの提案理由の説明につきまして、補足説明を聴取いたします。三角管理局長。

○三角政府委員 ただいまの文部大臣の説明を補足して、法律案の改正事項について御説明申し上げます。

私立学校教職員共済組合法において、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案における改正事項について、当該規定を準用することにより、同様の措置を行う改正事項及びその概要は次のとおりであります。

第一に、退職年金の支給開始年齢につきまして、年金受給者の高齢化等に対応して、共済組合の将来にわたる年金財政の健全性の確保を図ること等の見地から現行の五十五歳を六十歳に引き上げることといたしております。

なお、この支給開始年齢の引き上げにつきましては、組合員の老後の生活設計等も考慮し、段階的に引き上げていくという経過措置を講ずることといたしております。

第二に、高額所得を有する退職年金受給者につきまして、年金の一部の支給を停止することといたしております。

第三に、減額退職年金の受給を選択できる場合を原則として五十五歳からに限定するとともに、減額率についても保険数理に適合するものに改めることといたしております。

なお、これらの改正についても、所要の経過措置を講ずることといたしております。

第四に、現行の退職一時金制度につきまして、すでに通算年金制度が樹立されております関係上、この際これを廃止することとし、別途、厚生年金の脱退手当金と同様の制度を設けることといたしております。

以上が、国家公務員共済組合法の規定を準用することにより措置する事項であります。

○谷川委員長 これにて、両案の提案理由の説明は終わりました。

次回は、明後七日金曜日、午前九時三十分理事會、午前十時から委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時四十六分散会

オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案

オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律

1 オリンピック記念青少年総合センター（以下「青少年総合センター」という。）は、この法律の施行の時に解散するものとし、その資産及び債務は、その時において国が承継し、一般会計に帰属する。

2 青少年総合センターの昭和五十四年四月一日に始まる事業年度は、その解散の日の前日に終わるものとし、当該事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成については、文部大臣が従前の例により行うものとする。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。

3 第一項の規定により青少年総合センターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日の翌日から施行する。
（オリンピック記念青少年総合センター法の廃止）

2 オリンピック記念青少年総合センター法（昭和四十年法律第四十五号）は、廃止する。
（オリンピック記念青少年総合センター法の廃止に伴う経過措置）

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 文部省設置法（昭和二十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第五号の二中「国立青年の家」を「国立オリンピック記念青少年総合センター、国立青年の家」に改める。
第十四条中「第二十五条」を「第二十四条の二」に改める。

第二十四条の次に次の一条を加える。
（国立オリンピック記念青少年総合センター）
第二十四条の二 本省に国立オリンピック記念青少年総合センターを置く。

2 国立オリンピック記念青少年総合センターは、青少年及び青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修を通じ、並びに青少年教育に関する施設及び団体との連絡及び協力並びに青少年教育に関する専門的な調査研究を行うことにより、健全な青少年の育成及び青少年教育の振興を図るための機関とする。

3 国立オリンピック記念青少年総合センターは、東京都に置く。

4 国立オリンピック記念青少年総合センターの内部組織は、文部省令で定める。

（地方税法の一部改正）
5 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「オリンピック記念青少年総合センター」を削る。
第三百四十八条第二項第十八号の二を削り、第十八号の三を第十八号の二とし、第十八号の四を第十八号の三とする。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）
6 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。
第二十四条第二項中「オリンピック記念青少年総合センター」を削る。

（所得税法の一部改正）
7 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表オリンピック記念青少年総合センターの項を削る。
（法人税法の一部改正）

8 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表オリンピック記念青少年総合センターの項を削る。
（印紙税法の一部改正）

9 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の表オリンピック記念青少年総合センターの項を削る。
（登録免許税法の一部改正）

10 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二の表オリンピック記念青少年総合センターの項を削る。

理由

特殊法人の整理合理化を図るため、オリンピック記念青少年総合センターを解散し、健全な青少年の育成及び青少年教育の振興を図るための機関として文部省に国立オリンピック記念青少年総合センターを設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（一部改正）
第一条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の十の次に次の一条を加える。
（昭和五十四年度における旧法の規定による年金の額の改定）

第一条の十一 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、同条第一項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第七の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額を十二で除して得た金額を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。

一 退職年金又は廃疾年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三分の一）に相当する金額

二 遺族年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の六百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の一）に相当する金額

3 第一条の六第四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第四項中「前

項」とあるのは、「第一条の十一第二項」と読み替えるものとする。

4 第一条の六第五項の規定は、第二項及び前項において準用する同条第四項の規定の適用につき準用する。

5 第二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合には、昭和五十四年六月分以後、その額を、同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「三分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三分の二）」とあるのは「三分の二」と、「六十分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六十分の二）」と読み替えるものとする。

6 第二項又は第三項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、前項の規定を適用してその額を改定する。

7 第一条の六第五項の規定は、前二項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第五項中「七十歳」とあるのは、「八十歳」と読み替えるものとする。

8 第一条の九第六項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条第一項中「附則第十九項」を「附則第十八項」に改める。

第二条の十の次に次の一条を加える。
(昭和五十四年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の十一 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、同条第一項又は第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額にそれらの額が別表第七の上欄に掲げる金額の区分

のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額を平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号。以下「昭和五十四年改正法」という。）第三条の規定による改正後の法律第四百十号又は法律第四百四号の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、その組合員に係る平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額にそれらの額が別表第七の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額を平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、昭和五十四年改正法第三条の規定による改正後の法律第四百十号又は法律第四百四号の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一項又は前項の規定の適用を受ける年金で法律第四百十号附則第八項第一号に掲げる期間（二十一年以上に限る。）を有する組合員に係るものについては、昭和五十四年六月分以後、その額を、それぞれ第一項又は前項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、第一項及び前項中「第三条」とあるのは、「第四条」と読み替えるものとする。

4 第一条第二項の規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。
第三条の十の次に次の一条を加える。

(昭和五十四年度における恩給財団の年金の額の改定)

第三条の十一 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の十三の下欄に掲げる額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者に支給する年金でその改定額が六十四万七千円に満たないものについては、その改定額を六十四万七千円とする。

3 第一項の規定の適用を受ける年金でその改定額が六十四万七千円に満たないものを受け取る者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その年金額を六十四万七千円に改定する。

第四条の六第一項中「附則第十五項」を「附則第十四項」に改める。

第四条の八第一項中「次条」を「第五条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(昭和五十四年三月以前に退職をした長期在職組合員等の退職年金等の最低保障に係る改定)

第四条の九 昭和五十四年三月三十一日以前に退職をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額（第一条の十一又は第二条の十一の規定の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額とし、新法の規定による年金のうち遺族年金については、その額につき新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十八条の五又は次条（同条を準用する場合を含む。）の規定の適用があつた場合には、その額からこれらの規定により加算された額に相当する額を控除した額）が当該各号に掲げる額に満たないときは、同年四月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 退職年金のうち次のイ又はロに掲げる年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 六十四万七千円

ロ 六十五歳以上の者に係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 四十万五千三百円

二 廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 六十四万七千円

ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 四十八万五千三百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十二万三千五百円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているもの 三十七万四千五百円
ロ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員で

あつた期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）二十八万九百円

ハ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年未満のもの 十八万七千三百円

ニ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているもの 三十二万三千五百円

ホ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のもの（ニに掲げる年金を除く。）及び六十歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているもの 二十四万二千七百円

ヘ イからホまでに掲げる年金以外の年金 十六万八千八百円

2 第四条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第二項中「七十歳に達したとき（遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）」とあるのは「六十五歳（遺族年金を受ける者にあつては、六十歳）に達したとき」と、同条第三項中「七十歳」とあるのは「六十歳」と読み替えるものとす

3 昭和五十四年三月三十一日以前に退職をした組合員に係る次の各号に掲げる遺族年金については、その額（第一条の十一、第二条の十一又は前二項の規定の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金

額とし、その額につき新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十八条の五の規定の適用があつた場合には、その額から同条の規定により加算された額に相当する額を控除した額）が当該各号に掲げる額に満たないときは、同年六月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 第一項第三号イに掲げる年金 四十二万円
二 第一項第三号ロに掲げる年金 三十二万五千元
三 第一項第三号ハに掲げる年金 二十二万円

4 第四条の七第四項及び第五項の規定は、前項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第四項中「昭和五十二年八月一日」とあるのは、「昭和五十四年六月一日」と読み替へるものとする。

5 昭和五十四年三月三十一日以前に退職をした組合員に係る次の各号に掲げる遺族年金（第三項及び前項の規定の適用を受ける遺族年金を除く。）については、その額（第一条の十一、第二条の十一、第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額とし、その額につき新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十八条の五の規定の適用があつた場合には、その額から同条の規定により加算された額に相当する額を控除した額）が当該各号に掲げる額に満たないときは、同年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達している遺族年金 四十二万円
二 年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上の遺族年金（前号に掲げる遺族年金を除く。）三十一万五千元
三 年金の額の計算の基礎となつた組合員で

あつた期間が九年未満の遺族年金 二十一万円

第五条第一項第一号中「四万八千元」を「六万円」に改め、同項第二号中「七万二千元」を「八万四千元」に改め、同項第三号中「三万六千元」を「四万八千元」に改める。

第六条第三項中「第七十九条の二第六項」を「第七十九条の二第五項」に改める。

第六条の六第四項中「とあるのは「国家公務員共済組合法」を」とあるのは「昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「昭和五十四年改正前の国家公務員共済組合法」という。）に改め、同条の次に次の一条を加える。

（昭和五十四年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）
第六条の七 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 四十六万二千三百三十二円
二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額（前条第一項第二号又は第三項第二号に規定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第七の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じて同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額を十二で除して得た金額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

2 第六条の二第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項

中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十四年四月分」と、「前項第二号」とあるのは「第六条の七第一項第二号」と、「前項に」とあるのは「第六条の七第一項に」と、「昭和五十四年改正前の国家公務員共済組合法別表第二の二」とあるのは「昭和五十四年改正前の国家公務員共済組合法別表第二の二（昭和五十四年九月三十日以前に新法の退職をした者については、新法第二十五条において準用する昭和五十四年改正前の国家公務員共済組合法別表第二の二）」と読み替へるものとす

3 昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 四十六万二千三百三十二円
二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額（当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第七の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じて同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額を十二で除して得た金額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

4 第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、第二項中「第六条の七第一項第二号」とあるのは「第六条の七第三項第二号」と、「第六条の七第一項に」とあるのは「第六条の七第三項に」と読み替へるものとす

5 第六条第三項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。こ

の場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第六条の七第一項から第四項まで」と読み替えるものとする。

6 昭和五十二年三月三十一日以前に旧法又は新法の退職をした組合員に係る通算遺族年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、その年金に係る通算退職年金の額を前各項の規定により改定するものとした場合の

改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

7 第一条二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第八条中「第三条の十」を「第三条の十一」に改める。

別表第二の十二の次に次の一表を加える。

別表第二の十三（第三条の十一関係）

改定前の年金額	改定年金額
六〇、〇〇〇円から八八、二〇〇円まで	四八五、三〇〇円
一〇一、二〇〇円	五〇三、四〇〇円
一一五、〇〇〇円	五七二、〇〇〇円
一二九、六〇〇円	六四四、六〇〇円
一五〇、〇〇〇円	七四六、一〇〇円

別表第六の次に次の一表を加える。

別表第七（第一条の十一、第六条の七関係）

金額の区分	率	金額
一、七二五、〇〇〇円未満	一・〇三七	二、〇〇〇円
一、七二五、〇〇〇円以上二、七八八、八八八円未満	一・〇三三	八、九〇〇円
二、七八八、八八八円以上四、四三三、三三三円未満	一・〇二四	三四、〇〇〇円
四、四三三、三三三円以上四、五一八、三一九円未満	一・〇〇〇	一四〇、四〇〇円
四、五一八、三一九円以上	〇・四〇五	二、八二八、八〇〇円

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

第二条 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項ただし書中「退職一時金」を「脱退一時金」に改める。

第二十二條第一項の表中

第一級	六六、〇〇〇円	六七、〇〇〇円未満
第二級	六八、〇〇〇円	六七、〇〇〇円以上 七〇、〇〇〇円未満

を

改める。

第二十五条の見出し中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員共済組合法等」に改め、同条の表以外の部分中、「第八十三条第七項」を削り、「第二百二十五条の五」の下に、「附則第十二条の三から第十二条の七まで」を加え、同条の表第四十一項の項中「第七十九条の二第六項」を「第七十九条の二第五項、第八十条第四項」に、「第六十六条第一項」を「第六十六条」に改め、同条中第七十六条の三第二号の項及び第八十三条第四項の項から第八十三条第六項の項までを削り、第二百二十六条の五第二項の項の次に次のように加える。

附則第十二条の七第二項

俸給日額

平均標準給与の日額

第二十五条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、退職年金及び廃疾年金については、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第十三条の二及び第二十四条の二の規定を準用する。この場合において、これらの規定の準用についての必要な技術的読替又は、政令で定める。

第四十八条の二の見出し中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員共済組合法等」に改め、同条中「第二十五条又は」を「第二十五条第一項若しくは」に改め、「国家公務員共済組合法」の下に「又は第二十五条第二項において準用する国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を加える。

第三条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号中「三百分の二（その）を」を「三百分の二（八十歳未満の者にあつては、その）に改める。

第五条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項及び第四項中「附則第十九項」を「附則第十八項」に改める。
附則第六項及び第七項中「退職一時金」を削る。

附則第八項第二号中「附則第十二項第二号及び附則第十四項第二号」を「及び附則第十二項第二号」に改める。

附則第十四項を削る。

附則第十五項中「第十三条」の下に「第十三条の二」を加え、「及び第十八条」を「から第十八条まで」に改め、同項を附則第十四項とし、附則第十六項を附則第十五項とする。

附則第十七項中「附則第十四項」を「昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）」に改め、同項を附則第十六項とする。

附則第十八項中「附則第十五項（附則第十六項）」を「附則第十四項（附則第十五項）」に改め、同項を附則第十七項とし、附則第十九項から第二十四項までを一項ずつ繰り上げる。

（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）
第六条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

附則第十二項及び第十三項を削る。
附則第十四項中「前四項」を「前三項」に、
附則第十五項中「附則第十四項」に改め、
同項を附則第十二項とする。

附則第十五項中「前五項」を「前三項」に改め、同項を附則第十三項とする。
附則第十六項中「附則第十二項」を「昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を

改正する法律（昭和五十四年法律第 号）
第六条の規定による改正前の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（附則第十二項）に改め、同項を附則第十四項とする。

附則第十七項中「附則第十四項（附則第十五項）」を「附則第十二項（附則第十三項）」に、「昭和三十六年改正法附則第十五項」を「昭和三十六年改正法附則第十四項」に改め、同項を附則第十五項とし、附則第十八項から第二十六項までを二項ずつ繰り上げる。

附則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第二条第一項、第四条の六第一項、第六条第三項及び第六条の六第四項の改正規定、第二条中私立学校教職員共済組合法第七十二条第二項ただし書、第二十五条及び第四十八条の二の改正規定並びに第五条、第六条、附則第十一項及び附則第十二項の規定は、昭和五十五年一月一日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第十二条第一項の規定、第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「法律第百四十号」という。）附則第八項の規定及び附則第九項の規定は昭和五十四年四月一日から、第一条の規定による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（以下「改正後の年金額改定法」という。）第五条の規定及び第四条の規定による改正後の法律第百四十号附則第八項の規定は昭和五十四年六月一日から適用する。
（旧法の規定による遺族年金等に係る加算に関する経過措置）

する経過措置

3 改正後の年金改定法第五条第一項の規定は、昭和五十四年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。（標準給付に関する経過措置）

4 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に組合員であった者の昭和五十四年四月から施行日の属する月（施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において同じ。）までの標準給付のうち、その月額が六万八千円以下である標準給付（その標準給付の月額が六万八千円以下である標準給付が六万七千五百円以上であるものを除く。）又は三十八万円である標準給付（その標準給付の月額が六万七千五百円以上であるものを除く。）は、三十八万円未満であるものを除く。は、当該標準給付の月額の基礎となつた給付月額を改正後の法第二十一条第一項の規定による標準給付の基礎となる給付月額とみなして、改定する。

5 前項の規定により改定された標準給付のうち施行日の属する月の標準給付は、同月から昭和五十五年九月までの各月の標準給付とする。

6 附則第四項の規定により標準給付の月額が改定された場合には、当該改定に係る月分の掛金は、改定後の標準給付の月額を標準として算定する。

（退職年金等の額に関する経過措置）
7 第三条の規定による改正後の法律第百四十号附則第八項の規定（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百四号。以下「法律第百四十号」という。）附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十四年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年四月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「四百六十八万円」とあるのは、「四百五十六万円」と読み替えるものとする。

8 第四条の規定による改正後の法律第百四十号附則第八項の規定（法律第百四十号附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十四年四月一日から昭和五十四年五月三十一日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年六月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「四百六十八万円」とあるのは、「四百六十八万円（昭和五十四年三月三十一日以前に給付事由が生じた長期給付にあつては、四百五十六万円）」と読み替えるものとする。

（昭和五十四年四月以後に退職をした長期在職組合員等の退職年金等の最低保障）
9 改正後の年金改定法第四条の九及び第五条の規定は、昭和五十四年四月一日から同年十一月三十日までの間に退職（死亡を含む。以下この項において同じ。）をした組合員に係る年金について準用する。この場合において、同年四月一日から同年五月三十一日までの間に退職をした組合員に係る年金についての改正後の年金改定法第五条第一項の規定の準用については、同項第一号中「六万円」とあるのは「四万八千円」と、同項第二号中「八万四千円」とあるのは「七万二千元」と、同項第三号中「四万八千円」とあるのは「三万六千元」と読み替えるものとする。

（政令への委任）
10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関し必要な事項は、政令で定める。

（通算年金通則法の一部改正）
11 通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。
附則第十三条中「とみなされ、私立学校教職員共済組合法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十条の規定による退職一時金の基礎となるべきもの」を「とみなされたもの」に改める。
（通算年金通則法の一部改正に伴う経過措置）

12 昭和五十五年一月一日前に退職した者に係る
通算対象期間については、なお従前の例による。

理由

私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定
の年金の額を国公立学校の教職員に係る年金の額
の改定に準じて改定するとともに、私立学校の教
職員の共済給付に係る標準給与の月額の下限及び
上限を引き上げる等の必要がある。これが、この
法律案を提出する理由である。